入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月17日
支出負担行為担当官
内閣府経済社会総合研究所次長　小島愛之助
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　72
⑵　調達件名及び数量　消費動向調査の実査業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成25年４月１日から平成28年３月31日まで
⑸　納入場所　経済社会総合研究所
⑹　入札方法　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札として、総合評価落札方式で入札を実施する。
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提出書類を提出すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札・開札システムの利用　本案件は電子入札・開札システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
⑻　その他　平成25年４月１日以前に平成25年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。
2　競争に参加する者に必要な資格
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
⑶　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　平成22・23・24年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「調査・研究」の営業品目がある者であること。
⑹　企画書提案要領にある「２．提出書類」に記載の提出書類（提出必須）を平成25年２月４日午後５時00分までに提出したものであること。
3　入札説明書の交付期間及び場所　平成24年12月17日から平成25年２月４日まで
〒100―8970 東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館受付（受付時間９：30―12：00及び13：00―17：30）
連絡先：内閣府経済社会総合研究所総務部会計課会計係　電話03―3581―1017（直通）
4　入札説明会の日時及び場所
⑴　日時　平成25年１月８日午後２時00分
⑵　場所　中央合同庁舎第４号館地下入札室（B139号室）
5　提出書類（提出必須）の期限及び場所
⑴　日時　平成25年２月４日午後５時00分※郵送の場合は必着のこと
⑵　場所　内閣府経済社会総合研究所景気統計部（中央合同庁舎第４号館712号室）
提出書類は、企画書提案要領にある「２．提出書類」に記載の書類
6　開札の日時及び場所
⑴　日時　平成25年２月25日午前11時00分
⑵　場所　中央合同庁舎第４号館地下入札室（B139号室）
7　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
8　入札保証金及び契約保証金　免除する。
9　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、前記５に示す書類を期限までに指定された場所に提出しなければならない。また、提出者は、開札日の前日までの間において内閣府から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
10　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。
11　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要求事項のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
12　契約書作成の要否　契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
13　その他　詳細は入札説明書による。
14　Summary
⑴　Official in Charge of disbursement of the procuring entity: Ainosuke Kojima, Vice President, Economic and Social Research Institute, Cabinet Office
⑵　Classification of the services to be procured: 72
⑶　Nature and quantity of the services to be required: Public-Private Competitive Tenderings in Consumer Confidence Survey, 1 Set
⑷　Fulfillment period: From 1 April, 2013, through 31 March, 2016
⑸　Delivery place: As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who:
(a)　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause.
(b)　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
(c)　have Grade「A」,「B」or「C」"offer of services" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011, 2012.
(d)　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract
(e)　It must be a person who meets the requirement of the tender participation qualification by another the above-mentioned and the tender documentation.
⑺　Contact point for the notice: Takaji Sato, Accounts Division, Department of Administrative Affairs, Economic and Social Research Institute, Cabinet Office, 3―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8970 Japan, TEL 03―3581―1017.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月17日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　室田　哲男
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
地震被害想定Webシステムの開発業務
⑶　調達案件の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。